

デイサービスセンター ここから安東運営規程
(指定1日型デイサービス)

(事業の目的)

第1条 T&T WAMサポート株式会社が開設するここから安東（以下「事業所」という。）が行う指定1日型デイサービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要支援状態等にある高齢者又は事業対象者に対し、適正な指定1日型デイサービスを提供することを目的とする。

(事業の方針)

第2条 指定1日型デイサービスにあっては、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業者、地域の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 前2項のほか、「広島市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の基準に関する要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 デイサービスセンター ここから安東
- (2) 所在地 広島県広島市安佐南区安東二丁目11番27号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

- (1) 管理者 1名（常勤 介護職員と看護職員と機能訓練指導員兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 3名（常勤兼務3名）
生活相談員は、事業所に対する指定1日型デイサービスの利用の申し込みに係る調整、利用者の生活の向上を図るための適切な相談・援助等を行い、また他の従業者と協力して1日型デイサービス計画の作成等を行う。
- (3) 介護職員 11名（常勤専従3名、常勤兼務4名、非常勤専従2名 非常勤兼務2名）
介護職員は、1日型デイサービス計画に基づき、必要な日常生活上の支援及び介護、機能訓練を行う。
- (4) 看護職員 3名（常勤 管理者と介護職員と機能訓練指導員兼務1名
非常勤 介護職員と機能訓練指導員兼務2名）
看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。
- (5) 機能訓練指導員 3名（常勤 管理者と介護職員と看護職員兼務 1名
非常勤 看護職員と介護職員兼務 2名）
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練、訓練指導及び助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日～金曜日、祝日営業（ただし8月13日～15日・12月29日～1月3日を除く）
- (2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 9時30分から16時30分までとする。

(指定1日型デイサービスの利用定員)

第6条 指定1日型デイサービスの利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 指定1日型デイサービス 43名

(指定1日型デイサービスの内容)

第7条 指定1日型デイサービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 送迎
- (2) 検温、血圧測定などの健康チェック
- (3) 食事サービス
- (4) 入浴サービス
- (5) 生活指導、相談援助
- (6) 日常動作訓練
- (7) 運動器機能向上トレーニング

(利用料等)

第8条 指定1日型デイサービスを提供した場合の利用料の額は市長が定める基準によるものとし、当該指定1日型デイサービスが法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 前項に定めるもののほか、その他の費用として利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

- (1) 食費材料費 1日につき650円を徴収する
- (2) おむつ代 実費
- (3) 前各号に掲げるもののほか、指定1日型デイサービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 実費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、広島市安佐南区全域とする。その他は、要相談とする。

(衛生管理等)

第10条 事業所は利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は、サービス提供を受ける際には医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 12 条 指定 1 日型デイサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。なお、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 利用者に対する指定 1 日型デイサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 利用者に対する指定 1 日型デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 13 条 事業所は、水害・土砂災害を含めた非常災害に備えるため、防災計画等を作成し、利用者の避難訓練誘導等、安全確保に十分な対応を行うものとする。

- 1 防火訓練計画により年 2 回の訓練の実施とともに、日常防火、点検を行うものとする。
- 2 感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

(苦情の受付について)

第 14 条 事業者は、指定 1 日型デイサービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 1 事業者は、提供した指定 1 日型デイサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待の防止について)

第 15 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1)虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

- (2)虐待防止に関する担当者の設置
- (3)虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施
- (4)利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (5)その他虐待防止のために必要な措置
- (6)虐待防止のための指針の整備

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他の運営に関する重要事項)

第 16 条 事業所は、従業者の質的向上を図るため、研修の機会を設けるものとし、また事業体制を整備する。

- (1)採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
 - (2)継続研修 年 1 回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった

後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 事業所は、指定 1 日型デイサービスに関する諸記録を整備し、その完結の日から 2 年間（第 1 号事業支給費の請求の根拠となる記録については 5 年間）保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は T&T WAM サポート株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 29 年 12 月 18 日から施行する。

この規程は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和元年 10 月 1 日から施行する。

この規程は令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。